

岡崎市社会教育委員 公募委員募集要項

1 活動内容

社会教育法第 17 条第 1 項

社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- (3) 前 2 号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 応募資格

次の各号のいずれにも該当する方

- (1) 応募時点において、満 18 歳以上の方で、岡崎市内に住所を有する方、
岡崎市内の事業所に在勤する方又は岡崎市内の学校に在学する方。
- (2) 岡崎市の他の附属機関等の委員を 3 以上兼ねることとならない方。

3 公募する委員の数

2 名以内

4 任期

令和 8 年 2 月上旬から令和 10 年 2 月上旬（2 年間）

5 会議の予定回数及び開催時期

年 3 回程度（審議会のほか、市外を含む研修会等へ参加していただきます）

6 報酬及び費用弁償

岡崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定により支給。（現行報酬 8,300 円／1 回 税引き前）

7 応募方法及び応募期間

- (1) 小論文（800 字程度）

テーマ「学校・家庭・地域の連携による社会教育の推進について」

- (2) 履歴書（市販のもの）

上記(1)(2)を郵送または教育委員会事務局社会教育課まで直接提出してください。応募の締切りは、令和 7 年 10 月 31 日（金）必着です。

なお、提出いただいた小論文及び履歴書は返却いたしません。

8 選考方法

小論文の審査及び面接審査より、選考委員会を設置し選考します。なお、面接日時及び場所は後日通知します。

9 選考結果の通知方法

応募された全員の方に文書で通知します。

10 応募及び問合せ先

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目 9 番地

岡崎市教育委員会事務局 社会教育課社会教育係（福社会館 4 階）

電話 (0564) 23-6655